

第 1 4 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年8月10日（金）午前10時～
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2階 大会議室
3. 出席委員 19名
欠席委員 0名
4. 議事日程 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法許可申請について
5. 事務局職員 事務局長 岩下 慎二
係長 後藤 行志、長野 リエ

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	挨拶（総会成立宣言）
会長 議長	挨拶 只今から第14回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に10番 佐藤 久康委員、11番 古澤 博保委員を指名します。 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 以上3件、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
7番	1番2番につきまして、7番がご説明申し上げます。申請人は、農地が上と下の関係であり、河川工事等で農地がいびつな形になっておりましたので、話し合いの結果、まっすぐにしようということになり、面積もあまり変わらないので交換ということになりました。何ら問題はないと思われますのでご審議よろしく願いいたします。
16番	議案第1号3番につきまして16番が説明致します。譲渡人、譲受人、並びに申請地は記載のとおりです。親子関係でありまして、高齢ということで所有権移転贈与の申請がされています。ご審議よろしく願いいたします。
議長	地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。

	(異議なし)
議長	ないようですので、採決にうつります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。
議長	続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 以上1件、ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
16番	議案第2号1番につきまして16番が説明致します。申請人は、熊本地震により住宅が被災しています。図面にありますように20年前に新しく村道が整備されたときに、本来は東側から進入口が作ってありました。しかしそこは急な坂道だったので西側に進入口を変更されましたが、そのとき申請がされていなかったため、今回道路造成(始末書添付)ということになります。第2種農地でもあり、排水計画においても問題はありません。ご審議よろしくお願ひ致します。
議長	地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。
	(異議なし)
議長	では、採決に移ります。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。
議長	続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 以上8件、ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
1番	議案第3号1番につきまして1番が説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

	<p>譲受人の方が■■■■の■■■■をされておりまして、敷地が狭く駐車場も足りない、仮設トイレ、プレハブ住宅等の資材置き場がないということで、隣接地の農地を借りられることになりました。転用賃借権設定移転（20年）の申請があがっております。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
8 番	<p>議案第3号2番3番について8番がご説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。平成26年12月に、この申請土地は23年間の賃借権設定となっておりますが、熊本地震もあり太陽光パネルの設置ができないまま、また所有者の方が亡くなるなどあり今日に至ったわけです。そこで今回は、転用所有権移転有償で太陽光発電施設の設置になっておりますので、ご審議の程よろしくお願ひ致します。</p>
3 番	<p>議案3号4番につきまして3番がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりであります。これは隣接の新設道路の転用所有権移転の申請時に申請がもれていた案件です。道路建設（始末書添付）となっております。ご審議方よろしくお願ひ致します。</p>
9 番	<p>5番につきまして9番がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人の方は■■■■の方でございます。生まれは■■■■でございますが、■■■■されております。震災前は、■■■■の先生をなされておりました。現在も■■■■で先生をされておりますが、退職も近くなり、南阿蘇に土地を探しておられたところ譲渡人の方との合意ができて、今回住宅及び学習塾ということで話が決まりました。所有権移転有償でございます。場所につきましては、■■■■から■■■■に向かいまして■■■■沿いに■■■■がございまして、それから■■■■mほど■■■■に進みまして、■■■■を左に■■■■m程上った場所でございます。ご審議の程よろしくお願ひ致します。</p>
17 番	<p>議案第3号6、7、8番について17番がご説明いたします。地熱調査の材料置き場と道路の拡幅、地熱調査場所の借上げがなされ、組合員の同意もとられており、何ら問題はないと思われまますのでご審議方よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
議長	<p>採決に移ります。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議長	<p>全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。</p>
議長	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法の許可申請について番号1番及び2番の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>別添議案書を基に朗読</p>

以上新規案件 2 件、再設定 9 件、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

1 3 番 議案 4 号 1 番について 1 3 番が説明致します。譲渡人、譲受人記載のとおりです。以前から譲受人の方が作付けされておりましたけれども、申請が出ていなかったために、新規で賃借権設定 3 年が申請されております。ご審議よろしくお願ひ致します。

1 5 番 議案書 2 番について 1 5 番が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。場所は [REDACTED] 近くの県道沿いであります。災害によりまして耕作ができなくなっておりましたけれども、今回耕作を再開するというので、賃借権設定 5 年の申請が上がっております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。

(異議なし)

議長 採決に移ります。議案第 4 号経営基盤強化促進法の許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案第 4 号は原案どおり可決します。

以上で議案の審議は終了致しましたが、9 月の総会の日程を決めたいと思います。9 月 1 0 日月曜日はどうですか？いいですか？ ではよろしくお願ひします。事務局から何かありますか？

事務局 毎月の活動記録簿の提出をお願いします。また、その他の配布物につきましては、後に行います合同会議で説明する文書等になります。

議長 それでは私から審議は終わりましたけれども、農業委員会からの報告があります。4 月頃、農業委事務局に農業委員でありながら農地法違反が行われているのではないかと住民から問い合わせが寄せられた案件についてここで報告します。内容は、3 番委員の農地で、農業用施設の中に農業用施設ではない利用をされているという指摘を受けまして、事務局でも確認しましたところ、農業用施設ではないのではないかと判断をしまして、3 番委員には是正勧告を行い、私会長自らも嚴重注意ということで話しをしております。委員からは、秋までには農業用地にするということで意思表示をもらっておりますし、現在も進行中で農地内の石などを片付けてもらっているところがあります。地区の数名の方からそのような意見があがったということで、総会の中でも 3 番委員から説明をしてもらいたいということでございますので、委員から一言よろしくお願ひします。

3 番 場所は [REDACTED] の道路沿いにあります私の畑です。 [REDACTED] ができる前は、 [REDACTED] から外れておりました、その当時、私はまだ農業委員ではなく、簡単な気持ちで

倉庫を作って農業用以外に使っておりまして、以前も農業委員会から指摘を受けました。もともとは■■■■から外れていたところですが、■■■■を作るために農業用道路として作るためには、下の■■■■から上の■■■■までの農地がすべて■■■■に入っていないといけないということで、■■■■に入ったわけです。■■■■ができた後に■■■■を外してほしいと言いましたが、■■■■の工事で農業用道路ができたために外すことはできないということで、そのまま農地転用できずに、農地のままになっておりました。

それから農業委員になって地元地区から批判もありまして、現在撤去中です。法を守る人間が法を破っているのではないかと言われてまして、確かにおしかり受けたとおりの思い、現在反省して原形復旧に努力しております。こういう場をお借りして陳謝することが必要と思い、今日このような形となりました。二度とこのようなことがないように反省しております。大変ご迷惑をおかけいたしました。

議長

委員の方も十分反省されておりますし、すぐに対応是正をしてもらっております。残りについても樹木と石となっていますが、确实に対処していただきますようお願いいたします。また今後、委員の皆様にも様々な案件があると思っておりますけれども、気を引き締めて活動をおこなっていかれますようによろしくお願い致します。

以上をもって第14回農業委員会総会を終了いたします。

議事録署名者

10番 佐藤 久康

11番 古澤 博保